

全労金2022春季生活闘争ニュース・第36号

～めざそう賃金改善！進めようジェンダー平等！団結しよう、みんなの春闘！～

《合意速報No. 12》

中央労組が金庫との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

中央労組は、3月17日10時から、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	要 求					回 答				
	正職員	エリア限定職員		再雇用		正職員	エリア限定職員		再雇用	
		A3～5、AL	A1～2、契約	ABCEF	DG		A3～5、AL	A1～2、契約	ABCEF	DG
基本賃金	4,000円 高卒短大卒初任 の引き上げ	4,000円	時給額28円	—	—	1,000円	1,000円	時給額7円	—	—
一時金	4.8	2.1～4.8	1.1	2022支給 +0.1	1.1	4.7	2.0～4.7	応じられない	現行通り	応じられない
昨年実績	4.7	2.0～4.7	—	2021支給	—	4.7	2.0～4.7	—	—	2021支給
安定雇用	無期転換	(実現)		—		(実現)		—		—
	登用制度	(実現)		—		(実現)		—		—
最低賃金	時間額1,150円、日額8,430円、月額177,100円への引き上げ					時間額のみ1,050円へ引き上げ				
雇用環境	私傷病休職	—	(実現)	正職員と同様		—	(実現)	応じられない		—
	育児時短	小学校卒業まで			—	小学校5年生まで			—	—
	ハラスメント	(実現)			—	(実現)			—	—
単組独自要求	—	—	特別休暇を 正職員と同様		—	—	慶弔休暇のみ正職員と同様		—	—
関連会社	金庫に対し、申入書を提出					主管部が中心となり適切な対応を図る				

《金庫の発言概要》

- 新型コロナウイルス新規陽性者数は高止まり状況にある環境下にあっても、金庫の役職員はエッセンシャルワーカーとしての使命感から自らの職責を全うしようと懸命に奮闘してきた。この一年間のご尽力に、心より感謝申し上げる。
- 「基本賃金」については、金庫を取り巻く内外環境は依然として厳しい状況にある。このような状況下での基本賃金の引き上げ要求は、職員・組合員の切実な声として真摯に受け止めつつも、経営として応じるには、極めて重い判断をしなければならない。検討の結果、職員の生活不安を少しでも払拭するとともに、コロナ禍にあっても生産性をあげ、奮闘してきた職員の頑張りに応えるため、中央労働金庫設立以来、初めて、基本賃金の引き上げを決断した。
- 「一時金」については、職員・組合員の生活保障の観点から、経営としてはこれまで4.7ヶ月の支給維持に努力してきた。しかし、将来に渡り4.7ヶ月の支給維持

を約束できる状況ではなくなっていることは理解頂く必要がある。

- 厳しさを増す経営環境の中において、「人を大切にする経営」の観点から、経営として熟慮した結果としての回答内容であることを重く受け止めて頂き、第7期中期経営計画をはじめ、様々な課題を労使で協力して乗り越えていくとの強い想いを伝えたい。

《源波闘争委員長の発言概要》

- 「基本賃金の改善」について、金庫を取り巻く環境は非常に厳しい中、現行制度の賃金体系は維持しつつ、生産性の向上、職員のモチベーションアップ、次年度への期待、物価上昇等による可処分所得の減少への対応、そして、「人への投資」、様々な観点から「人を大切にする経営」をまさに「カタチ」として示したと認識している。本春闘における有額回答に対する金庫の英断を労働組合として高く評価するとともに重く受け止める。
- 「一時金」の認識について、労働組合は「一時金は安定的に支給されるべきもの」との考えに変わりはない。職員・組合員の安心を確保する観点でいえば、労使双方の役割だと認識している。併せて、職員・組合員が安心して働き続けられる環境を維持していくため、経営のチェック機能を果たしていきたい。今後も「安心」という意味で「人を大切にする経営」の実践の一つとして、労使でこの一時金 4.7ヶ月の支給維持に努めていくことを改めて確認し合いたい。
- 2022春季生活闘争における取り組みが、中央労金労使の更なる前進、そして、中央労金労組に集う全組合員の「やりがい・働きがい」に繋がったと確信している。労使の信頼関係をより強固なものとし、あらゆる困難に立ち向かうため、労働組合としての役割を今まで以上に発揮することをこの場で約束し、中央闘争委員会、そして、全組合員を代表しての所感とする。

単組は、すべての要求に対し満額回答には至らなかったものの、①基本賃金の改善について、組合員の声を受け止め、現在示せる最大限の評価により回答が示されたこと、②年間一時金について、厳しい経営環境が見込まれている中、今後も 4.7ヶ月の支給維持をめざし、労使で努力していくことが確認できたこと、③最低賃金について、次年度の春季生活闘争に繋がる考え方を引き出したこと、④雇用環境の整備について、雇用維持や同一労働同一賃金、育児に関わる制度拡充に関する考え方を引き出したこと、等から基本合意を表明しました。

*合意単組（9単組／3月17日19時20分現在）

沖縄・北海道・長野・近畿(金庫)・近畿(関連)・新潟・東北(金庫)・東北(関連)
セントラル・中国(金庫)・中国(関連)・中央

以 上